

空き家の普及・啓発に係る関連イベントの運営業務委託 提案募集要項

標記の業務に関し、下記のとおり、提案を募集します。

記

1 業務の名称

空き家の普及・啓発に係る関連イベントの運営業務

2 業務の内容（提案募集の内容）

別紙「空き家の普及・啓発に係る関連イベントの運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」による。

3 業務の期間

契約締結日の翌日から平成31年3月29日まで

4 業務に関する基本的事項

(1) 受託候補者に求める資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、受託候補者に対し、以下の事項を満たしていることを募集の要件とする。

ア 京都市契約事務規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者であること。

イ 参加表明から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

ウ 当該業務と同種又は類似の業務について、受託実績があること。ただし、当該業務のプロポーザルの公告の日前10年以内に業務を完了したものに限る。

エ 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

オ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

カ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

キ 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと。

(2) 業務の再委託

包括的な業務の再委託については認めない。個別の業務の再委託については、事前に京都市と協議を行うこと。

(3) 業務の規模及び契約金額の上限

本業務の規模は、2,150千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）程度の業務量を想定しており、契約金額の上限も同額とする。

(4) 受託希望金額の提示

仕様書を基に受託希望金額を提示すること。

(5) 秘密保持義務

業務に従事している者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

(6) 個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

(7) 情報公開

業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じること。

(8) 資料の取扱い

京都市が提供する資料は、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。

また、この検討の目的の範囲内であっても、京都市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じる。

5 提案書の提出

(1) 提出方法

郵送又は持参による。郵送による場合は、配達されたことを電話にて確認すること。

(2) 提出物

ア 参加申込書	1 部
イ 提案書等	
・ 提案書（仕様書に添付の様式）	6 部
・ 受託希望金額に関する見積書	1 部
・ 類似業務等の契約書の写し及び成果品	1 部
・ 添付書類	6 部

※ 提案書の内容については、7(2)評価項目を参照のこと。

(3) 提出締切

ア 参加申込書	平成30年5月16日（水）午前10時から 平成30年5月25日（金）午後5時（必着）
イ 提案書等	平成30年5月16日（水）午前10時から 平成30年5月31日（木）午後5時（必着）

※ 持参・郵送とも上記日時を必着とし、持参の場合は、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(4) 提出先

京都市都市計画局まち再生・創造推進室（担当 刑部，平野）
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
電話（075）222-3503 FAX（075）222-3478

(5) その他

ア 提案書等の変更の禁止等

提出期限後において、提案書等の内容を変更することはできない。また、提案書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

イ 重複提案の禁止

提案は1団体につき1つとする。複数の提案は認めない。

ウ 著作権の帰属等

提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、提案の選定の公表等必要な場合には、提案書等の内容を京都市が無償で使用できる。

なお、提案書等は理由の如何に関わらず返却しない。

エ 費用の負担

提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。

オ 提案の辞退

提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

6 募集に関する質疑

(1) 質疑の方法

本要項に関する質疑は文書（様式自由）による（必ず着信確認を行うこと。）。

ア 提出期限：平成30年5月21日（月）午後5時（必着）

イ 提出方法：持参，FAX又は電子メール

ウ 提出先：京都市都市計画局まち再生・創造推進室（担当 刑部，平野）
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
電話（075）222-3503 FAX（075）222-3478
電子メールアドレス machisai@city.kyoto.lg.jp

(2) 質疑に対する回答

全ての質問及び回答については、京都市ホームページにおいて公開することとする。

◆本プロポーザルのホームページアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000236124.html>

回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

7 受託候補者の選定

提出された提案書に基づき、参加者の事業実施能力を審査し、受託候補者を決定する。京都市が必要と認める場合は、提案書等の提出後に、提案者に対してヒアリングを実施する。

(1) 選定方法

下記（2）に掲げる評価項目及び評価事項について採点し、提案の順位を決定する。このうち第1順位の提案を行った提案者を受託候補者として選定する。

ただし、受託候補者選定委員会が、本業務を実施し得る能力に満たないと判断した場合、受託候補者を選定しないことがある。

(2) 評価項目

評価項目		評価事項	評価点 (100 点満点)
資格の有無等	管理技術者の類似業務の実績	同種・類似業務の実績を有しているか。	6 点
	主任技術者の類似業務の実績	同種・類似業務の実績を有しているか。	6 点
実施体制	本店等の所在地	本店所在地が京都市内かどうか。	6 点
	担当技術者の人数	業務遂行に十分な技術者が確保されているか（主任技術者を含む。）。	6 点
	管理技術者の従事している他業務の状況	他に従事している又は従事する予定のある業務があるか。	6 点
	主任技術者の従事している他業務の状況	他に従事している又は従事する予定のある業務があるか。	6 点
提案の 的確性	モデル・プロジェクト現地視察会について、広く市民の関心を喚起でき、集客できるようなイベントとするための有益な提案があるか。		1 2 点
	地域連携型空き家対策促進事業取組地域の意見交換会に関して、取組団体にとって有意義な意見交換会とするための有益な提案があるか。		1 2 点
	モデル・プロジェクト関連イベントの広報ツールや広報活動について、有益な提案があるか。		1 2 点
	モデル・プロジェクトに採択された提案者の取材方法や座談会について、有益な提案があるか。		1 2 点
	モデル・プロジェクト普及・啓発用の小冊子について、有益な提案があるか。		1 2 点
受託希望金額	受託希望金額に応じて配点を行う。		4 点

8 選定結果の通知

(1) 受託候補者に選定された提案者への通知

第 1 順位の提案者に対して、受託候補者として選定された旨を文書で通知する。

(2) 受託候補者に選定されなかった提案者への通知

受託候補者に選定されなかった提案者に対して、選定されなかった旨及びその理由を通知する。通知を受けた提案者は、通知を受領した日から 7 日以内に京都市に対し、選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

(3) 受託候補者の選定結果の公表

受託候補者の選定後、選定の結果、参加した事業者、評価点及び選定理由を公表する。

9 契約の締結

京都市は、受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。なお、受託候補者との協議が整わない場合、京都市は受託候補者以外の提案者と順次契約に関する協議を行う。

10 要項に定める事項の遵守

受託候補者が、この要項に定める事項に反した場合は、契約を締結しないことがある。

11 問合せ先

京都市都市計画局まち再生・創造推進室（担当 刑部, 平野）
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4-8-8
電話 (075) 222-3503 FAX (075) 222-3478
電子メールアドレス machisai@city.kyoto.lg.jp